



平成28年2月24日

各 位

会 社 名 三 菱 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 執 行 役 社 長 柵 山 正 樹
(コード番号 6503 東証第一部)
問 合 せ 先 広 報 部 長 船 尾 英 司
(TEL 03-3218-2332)

自動車用スターターの一部入札に関する韓国公正取引委員会からの発表について

平成28年2月24日、韓国公正取引委員会は、特定顧客向け自動車用スターターの平成20年の一部入札に関し、韓国の独占規制及び公正取引に関する法律（韓国独占禁止法）に違反する行為があったとして、当社に対し、是正措置及び課徴金6億3000万ウォン※（暫定額）の支払いを命じる決定をした旨を発表しました。

※平成28年1月末TTMレート換算で、約6300万円

当社は、韓国公正取引委員会の調査に対し、全面的に協力してきました。今後、正式な決定通知を受領次第、速やかに適切な対応をとってまいります。

当社は、本件を含む一部自動車用部品の取引に関する処分を厳粛に受け止め、平成23年10月以降、コンプライアンス体制や内部規定の見直し、従業員の再教育等、再発防止策の徹底に向けた取り組みを継続的に実施しております。今後も引き続き、コンプライアンスの再徹底とさらなる強化に全社を挙げて取り組んでまいります。

お客様をはじめ、関係の皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くおわび申し上げます。

以上